令和　８　年　　第　４　回

雫石町農業委員会総会

会　　議　　録

令和　８　年　４　月　23　日 開催

雫　石　町　農　業　委　員　会

令和８年第４回雫石町農業委員会総会会議録

１　開催日時　令和８年４月 23 日（木）　午後２時 00 分
２　開催場所　雫石町役場大会議室

３　出席した委員

農業委員

１番	藤村　正彦
２番	晴山　英俊
４番	髙橋　浩之
５番	砂壁　純也
６番	坂下　千枝子
７番	前　　茂見
８番	川口　英敏
９番	八丁野 よし子
10 番	松本　光正
11 番	黒沢　菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫　石	木村　正美
雫　石	横手　克文
雫　石	小谷地　昇
御　所	米澤　晃
御　所	新田　善男
御　所	髙橋　大和
西　山	柿木　一明
西　山	荒塚　秀則
西　山	袖林　一
御明神	南野　仁
御明神	新田　華織
御明神	下川原　幸宏

４　欠席した委員
農業委員　３番　山崎　忍

推進委員　雫石　階　保　御所　吉田　光彦　西山　滝澤　美紗子　西山　山本　長栄
御明神　小志戸前　健一　　御明神　松ノ木　奈々子

５　議事
報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について
報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による届出について
報告第３号　農地の現状変更に関する届出について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第４号　農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について

６　職務のため出席した職員

局長　畠山　康　　事務局長補佐　高橋　直也　　係長　松ノ木　拓也

開会時間　午後２時00分

議　長　　ただ今から、令和８年第４回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員10名、推進委員12名、計22名です。
雫石町農業委員会規則第１１条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

畠山局長　　（資料に基づき説明）

議　長　　事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第１３条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委　員　　「異議なし」の声

議　長　　異議なしと認め、会議録署名人には11番 黒沢菜穂子委員、２番 晴山英俊委員、書記には事務局の高橋事務局長補佐、松ノ木係長を指名いたします。
次に報告第１号～第３号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　それでは、報告第１号～第３号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。
総会資料の３ページをご覧願います。
報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」、表のとおり６件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。
総会資料の４～29ページをご覧願います。
報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による届け出について」表のとおり48件提出がありました。
番号１の解約理由は、解約し、第三者と賃貸借するためです。関連する案件を、このあと議案第１号で、ご審議いただきます。
番号２、８～47の解約理由は、農地中間管理事業へ切り替えるためです。関連する案件を、このあと議案第４号で、ご審議いただきます。
番号３～６の解約理由は、生産条件不良のためです。
番号７の解約理由は、解約し、農地中間管理事業にて、現在の賃借人へ売買するためです。
番号48の解約理由は、解約し、農地中間管理事業にて、第三者と使用貸借するためです。
総会資料の30ページをご覧願います。

報告第３号　「農地の現状変更に関する工事完了について」、表のとおり２件提出がありました。

番号１、届出人、〇〇。田１筆、面積 1,847 ㎡のうち 80.53 ㎡。変更の目的及び理由は、農地の利用増進のため、進入路を設置するためでした。例年、当該農地の南側圃場を田植えする際に、軽トラが南側圃場に近づくことができず、苗配りに不便を感じていたため、一部農地に盛土して軽トラの進入路を設置するものです。

場所は参考資料の２ページにあります『現状変更完了①：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の４ページ～５ページをご覧ください。

現地を確認したところ、６ページにありますように、盛土が完了し、進入路が設置されておりました。今後も引き続き、飼料用米を作付けすることから問題ないものと思われます。

番号２、届出人、〇〇。田３筆、面積 1,779 ㎡のうち 843.25 ㎡。変更の目的及び理由は、山砂を盛土して圃場内の高低差を無くし、排水性を高めるためでした。

場所は参考資料の２ページにあります『現状変更完了②：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の８ページ～９ページをご覧ください。

現地を確認したところ、10 ページにありますように、盛土が完了し、圃場内の高低差が解消され、排水性が向上されていることが確認できました。工事完了後は借受人を探しながら、引き続き自己保全管理を行っていく意向であることから、問題ないものと思われます。

以上で報告を終わります。

議　長　　事務局から報告がありましたが、これに質問等などございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ、報告第１号～第３号を終わります。

次に、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による、許可申請に対する可否決定について議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、御異議ございませんか。

委　員　　「異議なし」の声

議　長　　異議なしと認め、分割して審議いたします。

始めに、番号 1、３～10 について、事務局の説明をお願いします。

松ノ木係長　　議案第１号について説明いたします。

総会資料の 31 ページをご覧ください。

番号１、〇〇、田６筆、面積計 7,488 ㎡、３条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、貸付人の労働力不足のためです。
場所は参考資料の２ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 12 ページ～13 ページをご覧ください。
続きまして、総会資料 33 ページをご覧ください。
番号３、〇〇、田３筆、面積計 4,332 ㎡、３条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、借受人の規模拡大のためです。
場所は参考資料の２ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、西側の点は、〇〇から〇〇へ向かった場所、東側の点は、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 24 ページ～25 ページをご覧ください。
番号４、〇〇、田２筆、面積計 3,550 ㎡、３条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、利用権賃貸借期間満了のためです。
場所は参考資料の２ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 28 ページ～29 ページをご覧ください。
番号５、〇〇、田２筆、面積計 4,324 ㎡、３条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、利用権賃貸借期間満了の更新のためです。
場所は参考資料の３ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 32 ページ～33 ページをご覧ください。
続きまして、総会資料 34 ページをご覧ください。
番号６、〇〇、田３筆、面積計 5,922 ㎡、３条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、貸付人の規模縮小のためです。
場所は参考資料の２ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 36 ページ～37 ページをご覧ください。
番号７、〇〇、田１筆、面積 1,613 ㎡、３条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、貸付人の規模縮小のためです。
場所は参考資料の２ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇からへ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 40 ページ～41 ページをご覧ください。
番号８、〇〇、田３筆、面積計 8,501 ㎡、３条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、借受人の新規就農のためです。
場所は参考資料の２ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。
詳細な位置などは参考資料の 44 ページ～45 ページをご覧ください。
続きまして、総会資料 35 ページをご覧ください。
番号９、〇〇、田６筆、畑３筆、面積計 13,504 ㎡、３条無償移転、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

申請事由は、譲受人が親から生前贈与を受け、継承するためです。
場所は参考資料の２ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、北側の点は、〇〇から〇〇へ向かった場所、中央の点は、〇〇から〇〇へ向かった場所、南側の点は、〇〇から〇〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 48 ページ～59 ページをご覧ください。
続きまして、総会資料 36 ページをご覧ください。
番号 10、〇〇、畑２筆、面積計 2,608 ㎡、３条賃貸借、貸付人　〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、借受人の規模拡大のためです。
場所は参考資料の２ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 62 ページ～63 ページをご覧ください。
また、総会資料 37 ページ～41 ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を行います。
始めに、番号１、３～５を　４番　髙橋委員　にお願いいたします。

４番 髙橋委員　　４番髙橋です。４月 17 日、私、横手推進委員、吉田推進委員、新田推進委員の１班４名と事務局で現地を確認してきました。
番号１について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 14 ページ～16 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号３について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 26 ページ～27 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号４について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 30 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号５について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 34 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
以上で報告を終わります。

議　長　　次に、番号６～10 を　横手推進委員　にお願いいたします。

横手推進委員　　推進委員の横手です。
番号６について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 38 ページのとおりの状況であり、貸借後は水田

に転換し、水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号７について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 42 ページのとおりの状況であり、貸借後は水田に転換し、水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号８について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 46 ページ、47 ページのとおりの状況であり、賃借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号９について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 50 ページ、54 ページ～56 ページ、及び 60 ページのとおりの状況であり、贈与後も水稲や自家用野菜の作付けと自己保全管理を行い、共有持分の箇所については引き続き育苗ハウスとしての活用や牧草の圃場として管理していく予定であることから問題ないと思われます。
番号 10 について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 64 ページのとおりの状況であり、貸借後は白ネギを作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
以上で報告を終わります。

議　長　　現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員挙手ですので、議案第１号の番号 1、３～10 については、原案のとおり決定いたしました。
次に、番号２を審議いたします。
本案は、川口代行が議事参与の制限に該当しますので本案の審議が終結するまで退席願います。

（川口代行退席）

議　長　　それでは、事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　総会資料の 32 ページをご覧ください。
番号２、〇〇、田 11 筆、面積計 20,556 ㎡、３条使用貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、利用権使用貸借期間満了の更新のためです。

場所は参考資料の３ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 18 ページ～19 ページをご覧ください。

また、総会資料の 37 ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を４番 髙橋委員 にお願いいたします。

４番 髙橋委員　　髙橋です。

番号２について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 20 ページ～22 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議　長　　現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員挙手ですので、議案第１号の番号２は、原案のとおり決定いたしました。

（川口代行着席）

次に、議案第２号、農地法第４条第１項の規定による、許可申請に対する意見決定について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第２号について説明いたします。

総会資料の 42 ページをご覧ください。

番号１、〇〇、田１筆、面積 359 ㎡、申請人　〇〇、宅地の拡張により自宅の駐車場、庭等を整備するための永久転用であります。

場所は参考資料の３ページにあります『４条：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 66～67 ペ

ージをご覧ください。
本案は、申請農地は 10 ヘクタール以上の一団の農地であることから第１種農地に区分されますが、北側に隣接している自宅敷地の拡張であり拡張分の面積が既存施設の面積の２分の１以内であるため、例外規定に該当すると判断されますので農地転用許可基準を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を ４番 髙橋委員にお願いいたします。

４番 高橋委員　　髙橋です。
番号１について、報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の 68 ページの写真のとおりの自己保全管理の状況でした。
農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は表土切削を行うが、敷地とのり面を転圧施工し敷砂利するため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。
なお、事前着工はありませんでした。
以上で報告を終わります。

議　長　　現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員挙手ですので、議案第２号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第３号、農地法第５条第１項の規定による、許可申請に対する意見決定について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第３号について説明いたします。
総会資料の 43 ページをご覧ください。
番号１、〇〇、田１筆、面積 2,990 ㎡、賃貸借、譲渡人　〇〇、譲受人　〇〇。
転用理由は、コンビニエンスストア整備のための永久転用であります。
場所は参考資料の１ページにあります『５条：〇〇・〇〇』、となっているところで、〇〇から〇〇の場所になります。

詳細な位置などは参考資料の 70 ページ～71 ページ、別紙、参考資料ということで配置図もご覧ください。

申請地は、計画面積も妥当であり、相当数の街区を形成している区域内の農地であることから第２種農地に区分され、候補地を比較検討した結果、代替性がないことから農地転用許可基準を満たしているものと思われます。

番号２と番号３は関連の申請です。

番号２　〇〇、畑１筆、面積 475 ㎡、売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

転用理由は、一般個人住宅を建築するための永久転用であります。

番号３、〇〇、畑１筆、面積 191 ㎡、売買、同じく譲渡人〇〇、譲受人　〇〇。

なお、当該農地は持分３分１を移転し譲渡人との共有地とするものです。

転用理由は宅地及び農地への進入路整備のための永久転用であります。

場所は参考資料２ページにあります『５条：〇〇・〇〇』、『〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇の場所になります。詳細な位置などは参考資料の 74 ページ～75 ページをご覧ください。

番号４、〇〇、田１筆、面積 307 ㎡、使用貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

転用理由は、一般個人住宅の建築のための永久転用であります。

場所は参考資料の２ページにあります『５条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇付近となります。詳細な位置などは参考資料の 78 ページ～79 ページをご覧ください。

番号５、〇〇、畑１筆、面積 441 ㎡、売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

転用理由は、一般個人個人住宅を建築するための永久転用であります。

場所は参考資料２ページにあります『５条：〇〇・〇〇』、となっているところで、〇〇から〇〇の場所になります。詳細な位置などは参考資料の 82 ページ～83 ページをご覧ください。

番号２～番号５について、それぞれ計画面積も妥当であり、申請地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第３種農地に区分され、第３種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われます。

以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を行います。

始めに、番号１を　４番 髙橋委員にお願いいたします。

４番 髙橋委員　　４番 髙橋です。

番号１について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の 72 ページの写真のとおり昨年まで水田として利用されている状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、被害防止措置として北側は水路に南側が農地に接していることから十分な転圧施工後にアスファルト舗装と境界には地先境界ブロックを設置して土砂流出を防止する計画であるため、転用後に周辺農地等に与える影響も少ないと判断してきました。

なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議　長　　次に、番号２～３を 横手推進委員にお願いいたします。

横手推進委員　　横手です。

番号２、３について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の 76 ページ～78 ページの写真のとおり自己保全管理の状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、転用後も所有者が耕作する農地への進入路が確保されることと、敷地は転圧施工後に砂利を敷くため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議　長　　次に、番号４を ４番 髙橋委員 にお願いいたします。

４番 髙橋委員　　髙橋です。

番号４について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の 80 ページの写真のとおり畑として利用されてる状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は道路より低いことから擁壁を設置してから盛土し転圧施工後に敷砂利する計画であるため、周囲は農地外でありますが与える影響も少ないと判断してきました。

なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議　長　　次に、番号５を 新田推進委員 にお願いいたします。

新田推進委員　　新田です。

番号５について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の 84 ページの写真のとおり保全管理の状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、転圧施工後の敷砂利と南側の農地境界線に地先境界ブロックを施工し土砂流出を防止する計画であるため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議　長　　現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

はい、８番 川口委員どうぞ。

８番 川口委員　　８番 川口です。番号１について農地法上は問題ないと思われますが、ここの場所の斜め向いというか筋向いにコンビニありますよね。こういったのは問題ないものなのでしょうか。コンビニがあることは大変結構でございますがどういうものでしょうか。

松ノ木係長　　はい、お答えいたします。交通量が非常に多いですし、朝の通勤ラッシュでは、裏道通って行かれるかたが多いと想定されますので、コンビニエンスストアさんは、ここに目をつけて今回計画に上げてきたのかなと思います。農地法上は問題ないです。

議　長　　川口委員よろしいでしょうか。

８番 川口委員　　はい、よろしいです。

議　長　　他にございませんか。
なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員挙手ですので、議案第３号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第４号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第４号について説明いたします。
総会資料の 45 ページをご覧ください。
本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積促進計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行うものです。
始めに、一括方式の内容について説明いたします。
こちらは、公益社団法人岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得するのと同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。
番号１から 40 までの借受人は、○○。　借受期間 10 年３ヶ月でありますので、借受人の説明を省略させていただきます。
番号１、○○、田２筆、面積計 3,463 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号２、○○、田３筆、面積計 4,214 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号３、○○、田２筆、面積計 4,683 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号４、○○、田１筆、面積 457 ㎡、新規、貸付人　○○。

番号５、○○、田４筆、面積計7,728㎡、新規、貸付人　○○。
番号６、○○、田４筆、面積計8,374㎡、新規、貸付人　○○。
番号７、○○、田３筆、面積計4,401㎡、新規、貸付人　○○。
番号８、○○、田５筆、面積計8,340㎡、新規、貸付人　○○。
番号９、○○、田12筆、面積計19,204㎡、新規、貸付人　○○。
番号10、○○、田７筆、面積計13,722㎡、新規、貸付人　○○。
番号11、○○、田２筆、面積計2,161㎡、新規、貸付人　○○。
番号12、○○、田２筆、面積計6,765㎡、新規、貸付人　○○。
番号13、○○、田３筆、面積計957㎡、新規、貸付人　○○。
番号14、○○、田７筆、面積計16,315㎡、新規、貸付人　○○。
番号15、○○、田１筆、面積計2,956㎡、新規、貸付人　○○。
番号16、○○、田７筆、畑２筆、面積計22,947㎡、新規、貸付人　○○。
番号17、○○、田６筆、面積計6,054㎡、新規貸付人　○○。
番号18、○○、田10筆、面積計20,327㎡、新規、貸付人　○○。
番号19、○○、田２筆、面積計5,894㎡、新規、貸付人　○○。
番号20、○○、田４筆、面積計4,950㎡、新規、貸付人　○○。
番号21、○○、田８筆、面積計17,069㎡、新規、貸付人　○○。
番号22、○○、田８筆、面積計12,052㎡、新規、貸付人　○○。
番号23、○○、田３筆、面積計4,211㎡、新規、貸付人　○○。
番号24、○○、田３筆、面積計5,069㎡、新規、貸付人　○○。
番号25、○○、田４筆、面積計4,753㎡、新規、貸付人　○○。
番号26、○○、田４筆、面積計8,798㎡、新規、貸付人　○○。
番号27、○○、田５筆、面積計3,837㎡、新規、貸付人　○○。
番号28、○○、田２筆、面積計4,468㎡、新規、貸付人　○○。
番号29、○○、田３筆、面積計6,197㎡、新規貸付人　○○。
番号30、○○、田５筆、面積計5,020㎡、新規、貸付人　○○。
番号31、○○、田９筆、面積計9,620㎡、新規、貸付人　○○。
番号32、○○、田２筆、面積計1,891㎡、新規、貸付人　○○。
番号33、○○、田２筆、面積計2,532㎡、新規、貸付人　○○。
番号34、○○、田４筆、面積計7,662㎡、新規、貸付人　○○。
番号35、○○、田７筆、面積計7,731.16㎡、新規、貸付人　○○。
番号36、○○、田２筆、面積計3,062㎡、新規、貸付人　○○。
番号37、○○、田３筆、面積計6,669㎡、新規、貸付人　○○。
番号38、○○、田１筆、面積1,787㎡、新規、貸付人　○○。
番号39、○○、田２筆、面積計3,316㎡、新規、貸付人　○○。
番号40、○○、田７筆、面積計8,477㎡、新規、貸付人　○○。
番号41、○○、田３筆、面積計7,183㎡、新規、貸付人　○○、借受人　○○、期間９年７ヵ月。

続きまして番号42～46までの借受人は、○○　借受期間９年７ヶ月でありますので、借受人の説明を省略させていただきます。

番号42、○○、田１筆、面積計2,164㎡、新規、貸付人　○○。

番号43、〇〇、田３筆、面積計14,808㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号44、〇〇、田９筆、面積計9,707㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号45、〇〇、田５筆、面積計10,857㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号46、〇〇、田10筆、面積計22,763㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号47、〇〇、田10筆、面積計22,315㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年７か月。
番号48、〇〇、田２筆、面積計4,749㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年７か月。
番号49、〇〇、田３筆、面積計6,975㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年７ヵ月。
番号50、〇〇、田３筆、面積計8,783㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年７ヵ月。
番号51、〇〇、田５筆、面積計8,702㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年７ヵ月。
番号52、〇〇、田２筆、面積3,030㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年７ヵ月。
20ページをご覧ください。
次に、所有権移転の内容について説明いたします。
こちらは、農地中間管理機構である公益社団法人岩手県農業公社が、売買による所有権移転を行うものです。
番号１、〇〇、田４筆、畑２筆、面積計12,820㎡、譲渡人　〇〇、譲受人　〇〇。
番号２、〇〇　田８筆、面積計12,790㎡、譲渡人　〇〇、譲受人　〇〇。
番号３、〇〇、田６筆、面積計7,356㎡、譲渡人　〇〇、譲受人〇〇。
番号４、〇〇、田５筆、面積計12,774㎡、譲渡人　〇〇、譲受人　〇〇。
本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。はい、川口委員どうぞ。

議　長　　はい、８番 川口です。〇〇さんの契約期間が８月１日となっておりますが、何か訳があるのですか。

８番 川口委員　　はい、お答えいたします。〇〇さんは、水稲作付けする農業法人さんで基本的に農作業は当然やっております。今回１８条で一度に解約して岩手県農業公社さん通してやるわけですが、いわゆる事務手続き上、８月１日から契約するけれども農作業は既にやっているということになります。

松ノ木係長　　よろしいでしょうか。

はい、わかりました。

議　長

他にございませんか。はい、砂壁委員。

８番 川口委員

66 ページの 41 番とか、73 ページの 52 番の２件は賃借の金額、使用貸借という記載になっているのですがこれはお金が発生しない貸借ですか。

議　長

５番 砂壁委員　はい、そのとおりです。賃借が発生するのと、貸借も可能になってました。なので、今のご案内の方々は無償での貸し借りになってます。これが、使用貸借ということになります。

松ノ木係長

はい、それとあと１点、74 ページの２から 75 ページの２にかかっているところの売買の部分なんだけれども、自分が住んでいるエリアで高齢のかたから田んぼを買ってほしいと来るのだけれども、この金額で見ると地域の値段より結構高い、お

５番 砂壁委員　互いが納得すればいいのでしょうけれど、こういった突出した金額が出ると、うちでは買えないよと先方は見送るとなると前々回あたり議論になった耕作放棄地だとか増える要因になるので、これは止めれないことだというのは重々わかるのですが、その辺、事務局はどういうふうに捉えていますか。

はい、こちらとしましては意欲ある担い手さんが農地を有効活用していただいて当然ながら遊休農地がない地域になることが理想でありますが、農地の売買にあたっては基本的にお互い納得した上での金額が第一でございます。理想を申せば、遊

松ノ木係長　休農地が全くなく担い手さんに集約する、できれば多面といいますか連担続きで効率の良い農地の集積していただくのが一番理想なのかなと思います。

はい、わかりました。

他にございませんか。

５番 砂壁委員

（なし）

議　長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

委　員　ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

議　長　（全員挙手）

全員挙手ですので、議案第４号は、原案のとおり決定いたしました。

委　員　以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻　午後　３時00分

以上が令和８年４月23日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和　８　年　４　月　23　日　開催

議　　長　　会　長　＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人　　11番　＿＿＿＿＿＿＿＿

２番　＿＿＿＿＿＿＿＿